

青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について (令和4年第2回青森市議会定例会提出予定案件)

1 制定理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）等が、令和4年3月31日に公布されたことに伴い、以下の改正項目等について改正するため、「青森市市税条例等の一部を改正する条例」を制定するものである。

2 条例の主な改正項目について

(1) 住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応（施行期日：令和5年1月1日）

■住宅ローン控除：住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置。

【改正前】

- ・控除適用期限：令和3年12月31日
- ・控除率：1%
- ・所得要件：3,000万円以下
- ・控除期間：原則10年
- ・住民税控除限度額
：所得税課税総所得金額等の7%
(最高13.65万円)

【改正後】

- ・控除適用期限：令和7年12月31日
- ・控除率：0.7%
- ・所得要件：2,000万円以下
- ・控除期間：新築の場合13年
- ・住民税控除限度額
：所得税課税総所得金額等の5%
(最高9.75万円)

○所得税における措置に伴い、所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。

○この措置による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填される。

(2) 国民健康保険税の賦課限度額の見直し（施行期日：公布の日）

■国民健康保険税の課税額

【改正前】

- ・基礎課税額：63万円
- ・後期高齢者支援金等課税額：19万円
- ・介護納付金課税額：17万円

【改正後】

- ・基礎課税額：65万円
- ・後期高齢者支援金等課税額：20万円
- ・介護納付金課税額：17万円

○令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について、賦課限度額を3万円引き上げる。

・基礎課税額に係る賦課限度額を65万円（現行：63万円）に引上げ。

・後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を20万円（現行：19万円）に引上げ。

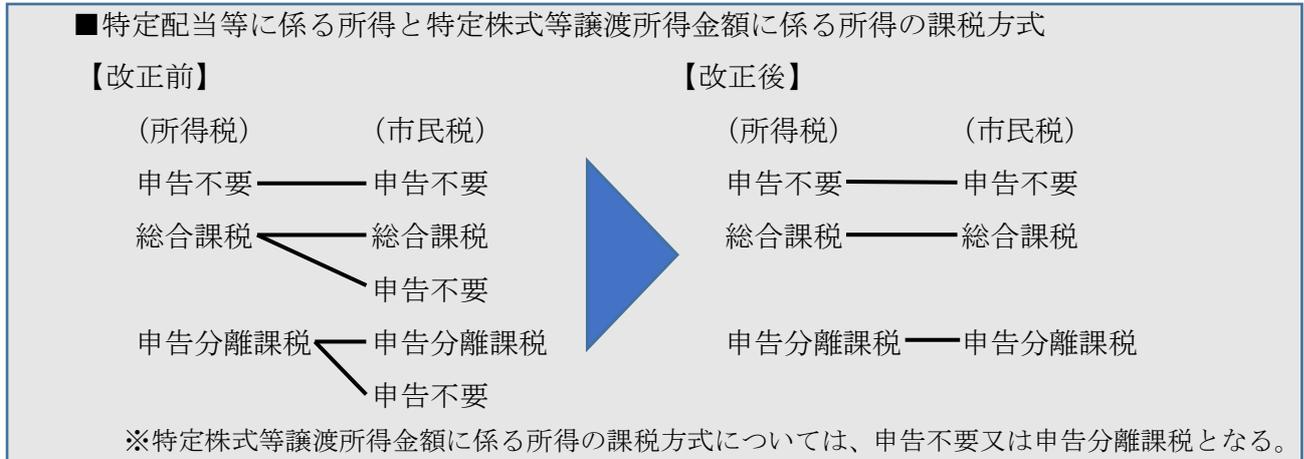
※介護納付金課税額（17万円）は据え置き。

○この結果、賦課限度額は、102万円（現行：99万円）となる。

(3) その他の制度改正

①上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し（施行期日：令和6年1月1日）

○現行制度では、金融所得課税について、所得税と市民税において異なる課税方式の選択が可能であるが、令和6年度以後は課税方式が統一されることとなる。



※特定配当等：所得税（国税）と個人住民税（地方税）が 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収されている上場株式等の配当等

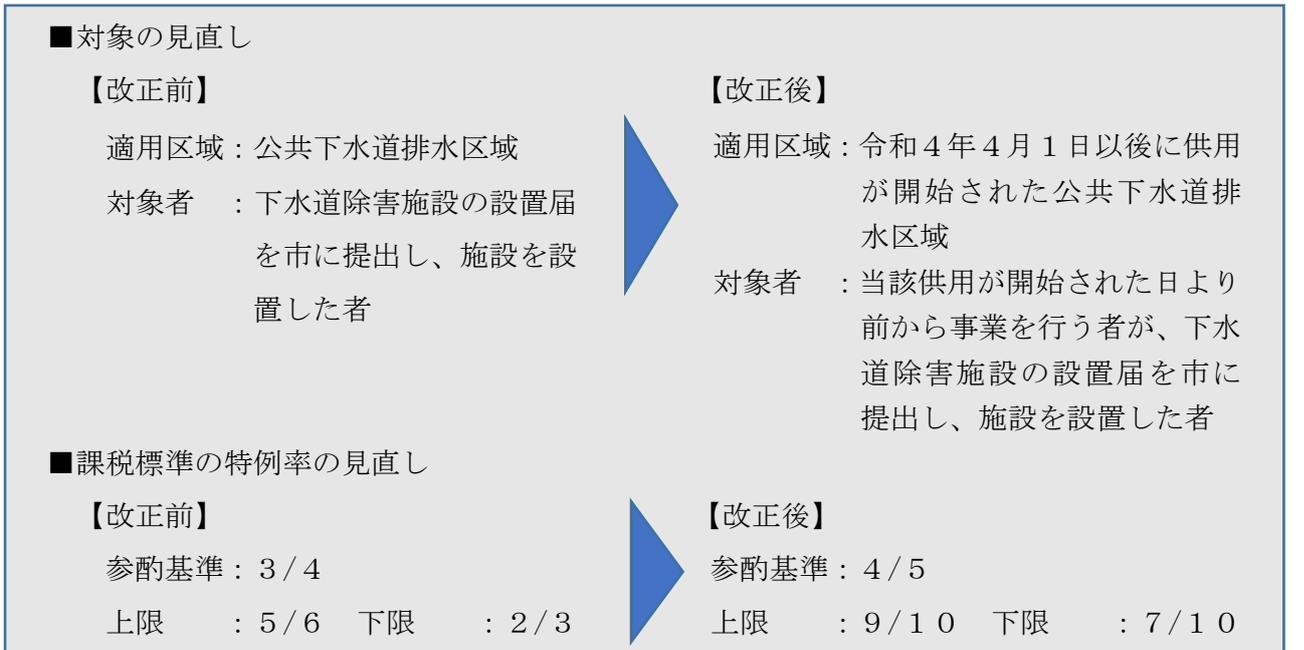
※特定株式等譲渡所得金額：所得税と個人住民税が 20.315%の税率で源泉徴収されている上場株式等の譲渡所得等

※総合課税：給与所得、配当所得等の各種の所得金額を合計して所得税額を計算する課税方式

※申告分離課税：株式等の譲渡所得等の一定の所得については、他の所得金額と合計せず、分離して税額を計算する課税方式

②下水道除害施設に係る課税標準の特例措置の見直し（施行期日：公布の日）

○わがまち特例として条例で定める下水道除害施設に係る課税標準の特例率について、参酌基準である 3/4 を適用していたところ、地方税法改正後の参酌基準である 4/5 に見直しする。



※わがまち特例：地域の実情に対応した政策を展開できるよう、地方自治体が自主的に判断して条例で特例率を決定できるもの

③省エネ改修を行った既存住宅に係る固定資産税額の減額措置の対象等の見直し

(施行期日：公布の日)

○省エネ改修を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置の対象工事に、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置が追加されたことにより、「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に改める等の語句の整理を行う。

■地方税法の改正内容

<減額内容>

期間 : 1年度分

減額割合 : 1/3 (120㎡分を限度 改修工事により認定長期優良住宅に該当することとなった住宅は2/3)

<対象条件>

区分	改正前	改正後
対象住宅	平成20年1月1日以前から所在する住宅	平成26年4月1日以前から所在する住宅
工事内容 工事費用	窓の断熱改修工事を行い、かつ、床、天井、壁の断熱改修工事に係る費用が50万円超	窓の断熱改修工事を行い、かつ、床、天井、壁の断熱改修工事に、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置工事を加え、これら工事に係る費用が60万円超 ※太陽光発電装置等の工事も含める場合は断熱工事50万円超であって、太陽光発電装置等の工事と合わせて60万円超
適用期限	令和4年3月31日	令和6年3月31日

④固定資産課税台帳記載事項証明書等におけるDV被害者等に対する措置（施行期日：公布の日、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日）

○地方税法及び不動産登記法の改正により、下記証明書について、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合（DV被害等）においては、住所の削除措置や登記所から通知される住所に代わる事項の記載等の措置をした証明書の交付が規定されたことに伴い、所要の改正を行う。

■対象証明書

固定資産課税台帳記載事項証明書、納税に関する証明書、固定資産課税台帳の閲覧